

# 第76回広島大学講演会

## 「司法の役割を考える－民事裁判官の職務を例にとって－」

小久保 孝 雄

はじめに

第1 司法制度

- 1 司法の意義
- 2 裁判所の組織目的
- 3 司法制度の担い手
  - (1) 法曹三者－裁判官を中心として
  - (2) 裁判所職員

第2 司法を取り巻く諸情勢

第3 司法の在り方

- 1 裁判所の不易とは何か－裁判所を支える価値観
- 2 民事裁判官の職務内容
  - (1) 裁判官として仕事をしていく上で必要な技能・知識とは
  - (2) 民事裁判官の三つの愉しみ

第4 裁判官の育成

- 1 修練の場としての合議
  - (1) 裁判所の合議の役割
  - (2) 後進の育成－修練の場としての合議

2 裁判官の研修

第5 裁判官としての生活

おわりに

平成29年3月25日(土)に、第76回広島大学講演会として、高松高等裁判所長官である小久保孝雄氏を講師に迎え、東千田未来創生センターにおいて、「司法の役割を考える－民事裁判官の職務を例にとって－」を開催しました。本稿は、当日のテープ録音をもとに、その概要を報告するものです。(なお、講演会に引き続き行われた、フロア－との質疑応答については、紙幅の

関係上、省略させていただきます。)

### 【広島大学大学院法務研究科長あいさつ】

広島大学大学院法務研究科の秋野でございます。本日は法務研究科主催の「第 76 回広島大学講演会」にご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日、小久保孝雄 高松高等裁判所長官を講師にお招きし、「司法の役割を考える - 民事裁判官の職務を例にとって -」のご講演を賜ります。小久保長官におかれましては、ご多忙のところ、本日も来校賜りまして誠にありがとうございます、感謝申し上げます。小久保長官は昭和 50 年 3 月広島大学政経学部ご卒業、昭和 54 年 3 月広島大学大学院法学研究科を修了されたのち、昭和 56 年 4 月に判事補に、平成 5 年 4 月に判事に任命されました。その後、大阪地裁、東京地裁、京都地裁を歴任されますと共に司法研修所教官、裁判所職員総合研修所長も務められ、昨年、平成 28 年 5 月、高松高等裁判所長官となられました。広島大学卒業生として初めての高等裁判所長官でいらっしゃいます。豊富で貴重なご経験に基づいた示唆に富むご講演をいただけるものと確信いたしております。現在、法曹養成教育は司法制度改革の一環としてプロセス化されております。法科大学院はその一端を担い、そのプロセスのファーストステップと言うべき教育を行っております。広島大学法科大学院も法曹養成教育としてのプロフェッショナル性の養成と、広島の地における法科大学院としての平和共存共栄を個々の家庭から世界まで実現できるクリエイティブさを養成する、これらを修得できるよう教育内容に工夫を重ねております。本日の小久保長官ご講演から皆さまが法曹としてのプロフェッショナル性、並びに紛争解決を通じたクリエイティブさを十分に感じ取り、学び、自己変革につなげていただくことができる実りの多いものとなることを期待いたしております。以上をもってご挨拶とさせていただきます、ありがとうございました。

## 【小久保孝雄氏(高松高等裁判所長官)のご講演】

### はじめに

皆さん、こんにちは。今、秋野研究科長の方からご紹介をいただきました、高松高等裁判所長官の小久保孝雄と申します。私は広島大学の出身です。昭和46年、(当時の)政経学部に入學いたしました。学部を卒業後、広島大学大学院法学研究科に進学し、その在学中に司法試験に合格しましたので、法学研究科修了後、司法修習を経て昭和56年に裁判官に任官しました。任官後は大阪を中心に勤務し、民事、刑事の訴訟事件を中心に裁判事務全般を担当し、裁判所職員総合研修所長、京都地方裁判所長など司法行政も経験させていただき、平成28年5月に高松高等裁判所長官に就任しました。裁判官としての在官歴は36年ほどになります。

そういうわけで、東千田町の大学キャンパスでお世話になったのは、今から大体46年ぐらい前になります。現在では大学も東広島市に移転して、東千田町付近は大きく変わりましたが、それでも当時の面影は残っており、本当に懐かしく、東千田町の地に立つと、しばし時の流れを忘れるような気分になりました。

本日の講演の演題は「司法の役割を考える－民事裁判官の職務を例にとって－」とさせていただきます。司法制度全般を説明した後、裁判官の職務について、民事裁判官を例にとってご説明したいと思っております。それと同時に、そういう裁判官の職務を遂行するために、裁判所における裁判官育成の仕組みについても触れたいと考えております。

### 第1 司法制度

ここでは、司法権がどういうものか、司法制度の担い手、裁判所の組織、

機構等について概略的に説明します。法学部の学生の皆さんであれば、既にご存じのことが多いかと思いますが、少し整理しておきます。

## 1 司法の意義

憲法第 76 条 1 項は「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定めています。司法とは、一般に個別的な紛争を前提にして、法を適用し、宣言する作用です。裁判所は、三権の一角である司法権を担っています。そして、裁判官とともに検察官や弁護士を加えた法曹三者が全体として司法制度の中核的な担い手ですが、本日は、裁判所、裁判官を中心に話をさせていただきます。

## 2 裁判所の組織目的

「裁判所は何のためにある組織か。」という、これは言うまでもなく適正・迅速な裁判を実現するための組織です。そこで、まず、そのような組織を支える裁判所、裁判官について見てみましょう。

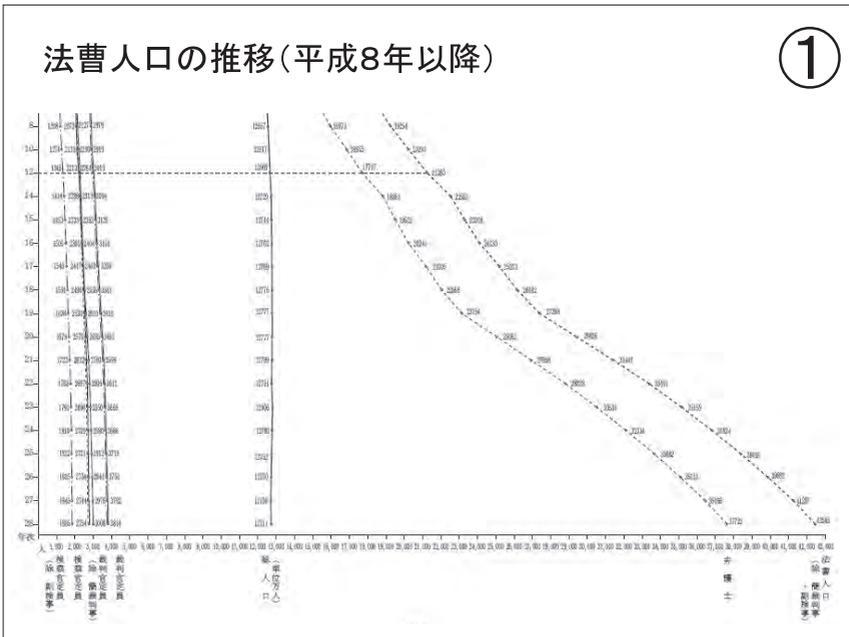
## 3 司法制度の担い手

### (1) 法曹三者 - 裁判官を中心として

私は、できれば人の役に立つ仕事に就きたいと思い、司法試験を目指しました。法曹三者、どの職務をとっても、等しく人の役に立ちうる仕事かと思いますが、裁判官の職務がものごとを最終的に決定するものであることから、人の役に立つと同時に自己実現に一番適する仕事の一つではないかと考え、裁判官に任官させていただきました。一般の会社では、一番下の平社員から一番上の社長までの様々な階層があり「決める」ということができるのは、かなり上位の役職に昇進してからでないとできないように思います。しかし、裁判官は、若い頃から自分で「決めろ」、「お前の責任でやれ」といわれます。裁判官の場合は、良心に従って職権を行使し、その際に拘束されるものは憲法と法律だけです(憲法 76 条 3 項参照)。実力さえ付けば、こんな面白い仕事はないと思いました。そのように思いましたが、自分で最終判断をする仕事ですから、責任が本当に重い。これまで結論に迷うことも数限りなくあり

ましたし、毎日事実認定や法律解釈に呻吟していたといっても誇張ではありません。若手といわれる時期だけでなく、裁判長となってもそのことにそれほど変わりはありません。だから若い頃はもちろんのこと、終生勉強しなければなりません。それでも、自分で考えて自分で判断する裁判官という職務に就いて良かったと、心から思っています。

裁判官の仕事は、弁護士や検察官の仕事と同様、プロフェッション(Profession)の仕事です。医者、宗教家、法律家というプロフェッションの仕事の特徴は大体次の三つとされています。すなわち、第一は、まず高度の専門知識と技能が必要な仕事であること、第二は職業倫理が高いこと、第三は後継者の養成をその(職業の)団体が行うことがあげられます。裁判官は、裁判所が組織をあげて後継者を養成しています。

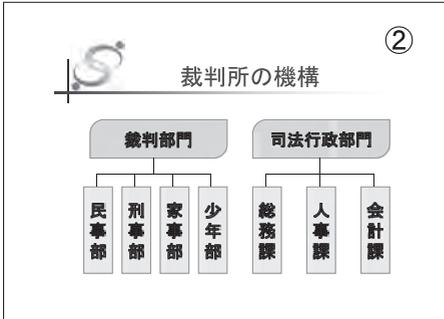


これは法曹人口の推移を示したグラフです。平成13年に出された司法制度

改革審議会意見書が示した司法制度改革の大きな柱の一つに「人的基盤の拡充」というのがあります。この人的基盤の拡充というのは法曹人口をさらに増やすということを含んでおります。その意見書に基づき様々な制度が法制化されたり、運用が変わったりしました。法曹養成のシステムも大きく変わることになりました。法科大学院制度が導入され、その後、法曹人口が劇的に増えていることは、皆様ご存じのとおりです。数字が小さいため非常に見にくくて恐縮ですが、グラフの一番右側の法曹人口（除 簡裁判事・副検事）のところを見てください。平成28年の法曹人口全体は42,585人で、10年前の平成18年は26,182人でしたから、10年で倍とまでは言わないですけども、それに近い増え方をしているというのが分かっていたかと思えます。この増加の大部分は弁護士の数が増えたことによるものです。今度は左側の裁判官と検察官の数を見てください。裁判官は簡裁判事を除いた数は、平成28年は3,008人、10年前は2,535人、500人くらいしか増えていません。検察官は1,591人だったのが1,855人になっています、これは250人くらいの増加ですね。この法曹人口、とりわけ弁護士人口が増えたことの影響については後ほど説明しますが、客観的な法曹人口の増加状況はグラフを見ていただいているとおりです。この状況が悪いことなのか、良いことなのかについては、一部には、弁護士が増え過ぎて既に問題が顕在化しているのではないかという指摘がされています。しかし、まだ十分に検証が尽くされているわけではないという意見も有力ですから、評価するのは、なお時期尚早ではないかと思っております。

## (2) 裁判所職員

法曹三者の問題はこれくらいにして、次に、裁判所における裁判官以外の裁判所職員、とりわけ、ここでは、裁判を支える官職として、裁判所書記官、裁判所事務官、家庭裁判所調査官の三職種について見てみましょう。まず最初に理解していただきたいことは、裁判所という組織の構造です。



こちらをご覧ください。裁判所という組織は、組織の形態が大きく二つに分かれています。一つは裁判部門であり、もう一つは司法行政部門です。裁判所の組織目的は、既にご説明したとおり、適正・迅速な裁判を提供することであり、

裁判部門がいわば営業の第一線として、これを担当します。司法行政部門は裁判部門が適正・迅速な裁判に注力できるように、これを背後から支える役割を担っています。このように裁判部門と司法行政部門の両部門をきちんと分けているところは重要です。普通の企業で営業と庶務を区分けしていることと同じではないかと思われる向きがあるかもしれませんが、私は、裁判所ではより本質的に意味があると思っています。それは裁判部門から司法行政部門を明確に切り分けることにより、組織的にも裁判の独立を保障することに資することになるからです。例えば、所長は司法行政部門のラインのトップに立って司法行政を動かしているのですが、このラインのトップにいる所長が、個別の裁判について働きかけることは、いかなる形であろうが、およそすることはあり得ません。裁判の独立を害すると思われるような振る舞いを、司法行政部門がするのは、自由な裁判の自己否定です。だから絶対にしません。この（裁判所の）組織体系は、裁判の独立を守るという役割を果たす仕組みでもあるということで、意味のある組織体系になっていると思っています。

司法行政部門というのは概ね三つくらいに分かれます。裁判部門というのは民事事件を扱う民事部、刑事事件を扱う刑事部、家事事件を扱う家事部、少年事件を扱う少年部に分かれます。家事部と少年部は家庭裁判所に置かれています。

さて、裁判所事務官の多くは司法行政部門に配置されて、総務、人事、会計などの事務を担当していますが、裁判部門にも配置されており、例えば、刑事部の事務官であれば裁判員候補者のオリエンテーションなども分担して

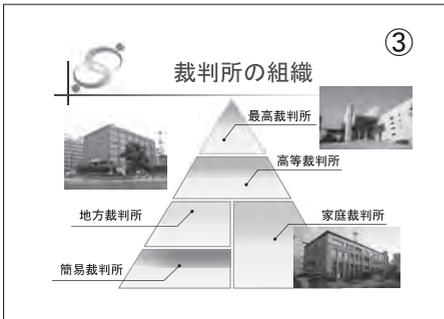
います。裁判員の関係は本日は触れませんが、司法制度改革の三つの柱の一つとして国民的基盤の確立という大きなテーマがあり、これは国民の司法参加が含まれているのですが、その最も中核に位置付けられた制度こそ、裁判員裁判の仕組みです。裁判員裁判制度は、概ね順調に運営できていると、私たちは認識しています。順調に運営されているのは、何よりも国民の皆様のご尽力に負うところが大きいことはいうまでもないところですが、裁判所の内部では、裁判官だけではなく、若い事務官も裁判員裁判制度を支えるために日夜奮闘しているわけです。

次に、裁判所書記官という官職は、裁判事務を中心となって担っている官職です。裁判所法に設置に関する根拠規定（裁判所法60条）がありますが、裁判手続全般のプロフェッショナルな法律専門家として、裁判官と協働して裁判事務を進める役割を果たしています。裁判手続の進行管理全般、法廷立会や各種調書の作成、各種書類の送達、執行文の作成、さらには当事者に対する手続案内も行います。しかも、これらの権限の中には裁判所書記官の固有権限とされるものも多くあり、この部分については裁判官といえども容赦することはできない構造となっています。裁判所書記官という官職なくして日本の裁判は成り立っていきません。こういう話があります。ある外国法曹が、「日本の国では少ない裁判官で大量の事件を処理しているけれども、何で処理できるのか不思議だ、これはどうなっているのだろうか。」という疑問を持って、日本で説明をいろいろ聞かれたそうです。その法曹が日本を離れる直前に、「日本訪問でよく分かった。日本の裁判所は、裁判官だけではなく、裁判所書記官という法律専門職の就く官職があって、その官職の人がいるからこそ、日本の裁判事務が滞りなく処理できていると分かりました。」と言ったということです。裁判を見るときに大切なのは、裁判官だけを見たのでは十分でないということです。裁判官と共に裁判を支えている官職についての理解を欠かすことができないと考えるゆえんです。

最後に「家庭裁判所調査官」です。行動科学の分野に関する豊富な知見を

有しており、家族と子どもの専門家とってよいと思います。裁判所では家庭裁判所調査官の育成に注力しており、採用後2年間で家庭裁判所調査官補として、裁判所職員総合研修所や各地の家庭裁判所で合計2年間の研修を実施します。司法試験に合格した後の司法修習生に対する修習期間は1年程度、裁判所書記官に対する研修期間は、法学部出身者については1年間となっているのと比較して、格段に長い研修期間を設けて育成しています。

裁判官とこれら三つの官職の裁判所職員が相まって、日本の裁判所が運営されています。



③の図を見てください。ここに書いてある事柄はご存じのところかと思いますが。裁判所の組織は、最高裁判所を頂点にして高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所があります。

### 裁判所の種類及び数

(平成29.7.1現在)

④

|       |                        |   |          |
|-------|------------------------|---|----------|
| 最高裁判所 |                        |   | 1        |
| 高等裁判所 | 本                      | 庁 | 8        |
|       | 支                      | 部 | 6 (注1)   |
| 地方裁判所 | 本                      | 庁 | 50       |
|       | 支                      | 部 | 203 (注2) |
| 家庭裁判所 | 本                      | 庁 | 50 (注3)  |
|       | 支                      | 部 | 203 (注4) |
|       | 出張所                    |   | 77       |
| 簡易裁判所 | 地方裁判所本庁又は支部に併置された簡易裁判所 |   | 253      |
|       | その他の簡易裁判所(独立簡易裁判所)     |   | 185      |
|       |                        |   | 438      |

また、④の表を見てください。裁判所の種類と数は、この表に記載のとおりです。本庁のほかに支部があります。高等裁判所にも支部があり、例えば、広島管内ですと、松江支部と岡山支部があります。地方裁判所、家庭裁判所は本庁がそれぞれ50ありますが、支部が203、さらに、家庭裁判所については出張所が77あります。簡易裁判所は、全国に438あります。このように全国に多数の裁判所を設置しているのは、国民の皆さんが裁判所を利用しやすくするための仕組みといえます。

⑤

**裁判所職員の定員(平成28年度)**

| 官 職 名 等     |                         | 定 員 (人) |
|-------------|-------------------------|---------|
| 裁<br>判<br>官 | 最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官 | 23      |
|             | 判 事                     | 1,985   |
|             | 判 事 補                   | 1,000   |
|             | 簡 易 裁 判 所 判 事           | 806     |
|             | 計                       | 3,814   |
| 一<br>般<br>職 | 書 記 官                   | 9,810   |
|             | 速 記 官                   | 220     |
|             | 家 庭 裁 判 所 調 査 官         | 1,596   |
|             | 事 務 官                   | 9,317   |
|             | そ の 他                   | 975     |
|             | 計                       | 21,918  |
| 合 計         |                         | 25,732  |

一方で裁判官や裁判所職員の定員は、こちらの表のとおりです。裁判官は全国で3,814人、裁判官以外の裁判所職員は、書記官が9,810人、家庭裁判所調査官は1,596人、事務官が9,317人。これで裁判所全体の事務（裁判事務、司法行政事務）を賅っています。

## 第2 司法を取り巻く諸情勢


⑥

### 第2 司法を取り巻く諸情勢

- 1 規制緩和、事前規制社会から事後的救済社会へ
- 2 急激な価値観の変化、多様化する価値観
- 3 国民の権利意識の高揚
- 4 経済情勢や科学技術の複雑化、高度化
- 5 法曹人口の増大

こちらをご覧ください。全部で5項目あげてみました。この5項目は今の裁判所を考える際のキーワードです。

一つ目は、「規制緩和、事前規制社会から事後的救済社会へ」と表現しましたが、これは自己責任

社会が来たということです。かつて日本は事前規制の社会だったものですから、全部、事前にいろいろなことが決められていたのです。これは、当事者は大変だったという面もありますが、実は楽な面もあるのです。なぜかというと、自分でルールをつくらなくても、人がつくってくれたルール、例えば行政がつくってくれたルールどおりにすれば、世の中、それで渡っていったのです。しかし、今のように事後的救済社会になると、第三者がルールをつくってくれなくなったのです。当事者は自分でルールをつくらなければならなくなりました。これが今、コンプライアンスの問題として出てきています。事後的救済社会になると、裁判所(司法)の役割は一層重いものになります。二つ目の「急激な価値観の変化、多様化する価値観」というのは、国民の意識の向上と行動様式の多様化を意味します。従来の一律の価値観の下では、争いの裁き方も比較的単純なものでした。しかし今は違います。国民各自がそれぞれ考えていることも、価値基準も従前とは異なり多様化してきています。したがって、統一的なルールである法律に基づいて一定の判断をするということが重要になってきています。その責任を果たす機関として、裁判所の果たす役割が一層大きくなっていくのです。三つ目「国民の権利意識の高揚」。これは、例えば、どのように実務家が感じているかということ、これまでは裁判をやると思ったら弁護士に頼んで任せていたのです。今は、弁護士に

依頼せずに本人が自分で裁判するという場合も多くあります。高度情報化社会の中にあってインターネット等を活用することにより法的知識等の入手が極めて容易化したことから、本人も相応の法律情報を持って裁判に臨むことが可能になってきたのです。四つ目、「経済情勢や科学技術の複雑化、高度化」の問題は、裁判所に持ち込まれる紛争がますます専門化し、高度化していくことを意味します。裁判官も弁護士も検察官もますます忙しくなっています。忙しい理由は、事件が増えたからというよりも、一件一件の事件が複雑困難になってきていることも大きな原因ではないかと思います。五つ目に「法曹人口の増大」という問題があります。この問題も裁判所（司法）にいろいろな面で大きな影響を与えつつある問題で、例えば、民事訴訟実務の再構築を検討するきっかけとなるような問題でもあります。弁護士数が急激に増加することにより、若い弁護士がいわゆるイソ弁を経験することなく、いきなり独立せざるを得ない状況があるといえます。その結果、そういう弁護士には先輩が培ってきた訴訟実務のノウハウをうまく受け継ぐ機会が少なくなっており、裁判所の現場に出てくる若い弁護士の中には必ずしも技術、倫理意識について十分ではなかったり、また経験が乏しいことから交渉能力が未熟な人が出てきており、これが裁判所の訴訟実務を混乱させる原因の一つになっているということです。

### 第3 司法の在り方

#### 1 裁判所の不易とは何か－裁判所を支える価値観

裁判所という組織で、裁判官が裁判をするに当たって、常に意識しなければならない価値、裁判所にとって不易、変えたらいけない価値は何かということです。様々なものが考えられますが、その代表的なものとして、公平性、中立性、そして廉潔性があげられます。例えば廉潔性について、私はこういう経験をしました。私が大阪地裁で調停事件を専門に扱う部の裁判長をして

いたときのことです。法務省の法務総合研究所国際協力部から、アジアのある国が、調停制度を取り入れたいと言っていると。ついては、日本の調停の制度的な構造や運営のノウハウを説明してほしいと。そこで、いろいろと考えてみたのですが、私は、まず、調停が成立する前提として、事件の見通しを立てることができることが重要なことと考え、そのための日本での仕組みを説明しました。日本では実体法があり、それを実現する手続法があります。判例法も整備されています。さらに法曹が統一的な修習を受けています。そのため、法曹は裁判官であろうと弁護士であろうと、ある事実を前提にすると概ね同じ視点で事件の見通しを立てることができるのです。だから、調停になじむ案件かどうか、調停の方向性はどうかについて、同じ土俵の上に立って議論ができるということを説明したのです。そして、最後に和解をまとめる技術的なテクニックとして交互面接が有用ですと言ったのです。交互面接というのは、裁判官が、原告と被告を交互に面接する方式です。当事者の本音が早く引き出せるということで、多くの裁判官や調停委員会が活用している方法です。この交互面接の方法が有用であるという話をする、アジアのある国の方々は、「我が国では、交互面接のような方法はおよそとれない」と言うのです。なぜ、彼国の方はそのように言うのでしょうか。それは、彼国では遍く「当事者を個別に面接したら、裁判官が賄賂を受け取る」と思われているからだということらしいのです。翻って、日本では、裁判官が当事者から個別に事情を聞いた際に、誰が賄賂をもらおうと思うのでしょうか。日本の裁判や調停では国民の誰もが、裁判官は決してそういうことをしないと思っている。この裁判官に対する絶対的な信頼は水や空気のように当然のこととなっているのです。これが日本の裁判所が絶対失ってはいけない伝統的な価値の一つだと思います。私は、若い裁判官にこの話を聞かせたあと、この廉潔の精神を含む裁判に対する国民の皆さんからの信頼は、誰が作ったものかと問いかけることにしています。これは我々の先輩が100年以上かけて国民の皆さんにそう思ってもらえるように、一生懸命に裁判に取り組み連綿と築

き上げてきたものです。だからこそ、これを護り、次代に引き継いでいかなければならない価値、すなわち不易だと思うのです。公平性とか中立性というのも同じです。そして、これらの価値と並んで裁判の独立も、我々が最も大事にしないといけない原則ですが、本日は時間の関係で、これについては別の機会に譲ることにいたします。

## 2 民事裁判官の職務内容

### (1) 裁判官として仕事をしていく上で必要な技能・知識とは

⑦

### 2 裁判官の職務内容

(1) 裁判官として仕事をしていく上で必要な技能・知識とは

- 法と証拠により認定できる事実に基づき、公正な手続によって判断をする。

ア 法を知る。  
イ 証拠により真実を発見する。  
ウ 訴訟運営はフェアに

こちらを見てください。これは裁判官の職務内容について整理したものです。まず、裁判官として仕事をしていく上で必要な技能・知識とは何だろうかという観点で、このような整理をしてみました。最初に「法」です。次に「法」

と並んで証拠により認定できる「事実」です。法と事実に基づき公正な手続によって判断する、こう読んでください。一つは「法を知る」と、二つ目は「証拠により真実を発見する」と、そして三つ目は「訴訟運営はフェアに」と表現してみました。このそれぞれについて説明します。

それでまず「法を知る」ですが、「法を知る」ということの意味は、一つは法律の解釈ができるということを指します。法律の解釈ができるという意味は、例えば刑法199条の客体である「人」とはどのような概念かということが頭の中に整理ができているということです。しかし、民事裁判官である私が伝えたい「法を知る」というのは、刑法199条の「人」の解釈ができるというようなことだけに止まるものではありません。民事事件を担当していると、あるいはこの点は弁護士も同じだと思いますが、世の中で起こっている多様な出来事が整理されていない状態で裁判に持ち込まれて、様々な事実が当該紛争の解明にとって必要な事実もそうでない事実も含め、あまり判然

としないままに渾然一体となって、裁判官の目の前で提示されるのです。「法を知る」というのは、そういう雑多な渾然一体となった事実の中から真に必要な事実のみを取り出して、これに即した法的な装置を見つけ出す作業です。そこでは、様々なことが解明できる体系的な法律知識、法制度の仕組み全体をくまなく理解し、活用できるすべを身につけていなければなりません。そのようなプロフェッションのみが、世の中で生起する様々な事象に対し、この事実があるのであれば、さらに別の事実を付加すれば、このような法律構成が可能であるとか、この事実がある限りこの法律構成は絶対に使えないとかということが的確に判断できるのです。そこで、本日参加しておられる学生の皆さんに申し上げておきたいことは、学生の段階でやっている「法を知る」というのは、単に解釈の練習をしているだけで、現場で法を知っているというのは、それを超えて、今述べたような意味で法を適正に使える状態になることだということです。

二つ目は「事実認定」の話です。証拠により真実を発見することです。実は裁判官の職務の中で一番難しいのが事実認定です。事実認定についての考え方は、刑事裁判と民事裁判ではかなり大きな違いがあります。民事裁判は弁論主義が支配する世界です。だから真実発見といっても、当事者が争わなかったらそれが判断の前提とすべき事実になります。また、刑事裁判では、そもそも、自白法則や伝聞法則に代表されるように証拠規制が大変厳しい世界ですが、他方、民事裁判では証拠は、ほぼ何でも利用できます。このように事実認定に関しては、民事裁判と刑事裁判ではかなり状況が異なりますが、本日は、民事・刑事に共通する話を少しさせていただきます。

さて、遠山の金さんをご存じでしょうか。この人は江戸町奉行ですが、市中に出て行って、目の前で起こった犯罪の犯人を直接目撃するのです。奉行(裁判官)としてお白州に立った遠山の金さんは、犯罪に関わったことを否認する犯人に対し、自分が目撃者であることを明かして、犯人に罪を認めさせるというストーリーになっています。遠山の金さんというのは、自分の目で

犯罪を現認しており、訴えられた者が確かに犯人に間違いはないという確信をもって裁判をします。判断する人（裁判官）が実際に目撃しているのだから、事実認定を間違えることはない。だから裁判としてはこれでよいはずだと考えがちですが、現在では遠山の金さんのような立場の人が裁判をすることは認められていません（民事訴訟法23条、刑事訴訟法20条参照）。裁判はその真偽が検証可能な証拠によってするものです。裁判官が証人を兼ねて、自分が間違いなく見たと信じていることを事実認定の根拠とするぐらい危険なことはありません。判断者が確かに見たと信じているのですから、その真偽を客観的に検証する方法がないと言わざるを得ないからです。裁判官は証拠により真実を発見する職分です。迂遠であっても提出された証拠を慎重に吟味して事実を認定すべきです。

もっとも、証拠が多ければ多いほどよいかと言われれば必ずしもそうではありません。例えば、ある大きな駅のホームでAさんとBさんがケンカをして、Aさんがケガをしたとします。駅のホームで起こったことだから、周囲に多くのお客がおり、そのケンカの状況を見ていました。このような案件では、たくさんのお客がいますから、証拠（証人）も多数有ることになります。しかし、こういう事件の事実認定は難しいことが多いのです。ある出来事というのは、その場で突然起こるものです。目撃者は、大きな声が出た瞬間に振り返って見た人もいれば、いざこざの途中経過を部分的に見ていた人、殴った直後を見ている人、また、AさんやBさんをよく見える場所から見ている人もいれば、柱の影から見ている人もいます。証拠がたくさんあるだけでは足りず、質の高い証拠が必要です。提出された証拠の質を検討することが、証拠により真実を発見するということなのです。単純に証拠がたくさんあればよいというものではないのです。

裁判官は、民事、刑事を問わず、的確な事実認定をするための工夫を重ね、後進に伝承してきました。後輩裁判官は先輩裁判官と事件を通じて議論する中で、これまで培われた伝統的な考え方を受け継ぎ、事実認定の訓練をして

います。事実認定は常識的にできることのようにみえますが、証拠評価はかなり技術的・専門的な要素を内包した作業です。

「訴訟運営はフェアに」という点ですが、裁判の正当性は、内容の正当性のほかに手続の正当性を含んでいます。とりわけ、敗訴した当事者にとって、自分の主張すべきことをきちんと全部ルールに則って主張できたと思え、かつ、最終判断の過程において、裁判官がそのすべてを検討対象としたうえで、当該判断が示されていると感得できた場合が、裁判の正当性を基礎付け、ひいては裁判に対する納得を生むと思うわけです。だから我々裁判官は、訴訟運営が適正であることを大切にしています。

(2) 民事裁判官の三つの愉しみ

⑧



## 2 裁判官の職務内容

(2)民事裁判官の三つの愉しみ

- 訴訟指揮
- 判決
- 和解

こちらを見てください。我々の大先輩の一人が、民事裁判官の三つの愉しみとして、「訴訟指揮」、「判決」、「和解」をあげています(武藤春光「民事訴訟における訴訟指揮について－釈明と和解を中心にして」司法研修所論集1975-II

73頁)。少し専門的になりますが、民事裁判官の具体的な職務内容を分析するもので、興味深い指摘をしておられ、私も同じ感想を持っておりますので、文献としてご紹介しておきたいと思います。ここでは、上記三つの愉しみのうち「和解」を取り上げて、民事裁判官が和解をすることの意味を考えてみたいと思います。これは有名なテキストに載っている事例です。姉妹が1個のオレンジの帰属をめぐる争っている。姉妹ともオレンジを父からもらったと主張しています。姉が原告になって、オレンジ1個の所有権確認訴訟を提起したとしましょう。本来証人に相応しいと思われる父は既に亡くなっているとします。裁判所の心証は五分五分です。判決ならどうなるか。これは訴訟のルールにより姉の請求は全部棄却となります。しかし、心証は五分五

分ですから、姉妹に話し合いを勧めたくなりますね。和解案はどのような和解案になりますか。（会場からオレンジを半分に分けて、それぞれを姉妹に渡すという声があり。）なるほど、心証が五分五分だから和解案もオレンジを折半するという案になるというのですね。しかし、裁判所での和解案はこうなりません。裁判所がどうするかですが、まず姉に改めて次のように聞いてみます。「もらったオレンジをどうしたいですか」と。姉は「オレンジの実を食べたい」と答えたとしましょ。今度は交互面接方式を使って妹に聞きます。妹にも同じ質問をするのです。「もらったオレンジをどうしたいですか」と。妹は「オレンジの皮でママレードを作りたい」と言ったとしましょ。さあ、和解案はどうなりますか。（会場から、オレンジの皮をむいて、姉にオレンジの実を全部、妹にオレンジの皮の部分全部渡しますとの声があり。）そのとおりです。姉にオレンジの実を、妹にオレンジの皮を全部あげるという和解案を構築すればよいのです。事案によって解決の切り口は違いますが、当事者から十分に事情を聴いて、紛争解決の切り口を探すのです。オレンジを争う姉妹のケースでは、もらったオレンジをどのように活用するかということが切り口になり、紛争解決の糸口がつかめたということです。ここで大切なことは、心証が半々だから和解案も五分五分に分けるという和解案となるのではなく、心証半々であったとしても、当事者からさらに丁寧に聴き取ることにより、自在に事件に合わせた案を創造出来るというのが、和解の醍醐味です。民事裁判官の職務の中心は判決を書くことのように思われがちですが、紛争解決の手法は様々で和解に熱心に取り組むと、質の高い紛争解決に導くことができ、当事者双方から喜ばれる（ウィン・ウィンの関係になる）和解案を構築することができるわけです。このように和解は民事裁判官の仕事の中核的なものの一つになっています。このような仕事をする民事裁判官にはどのような資質が必要でしょうか。それは、当事者とのネゴシエーション（negotiation）をする強いパワー、それと同時に、単にネゴシエーションするだけでなく、ある結論に当事者を導く力が必要です。これがあって初めて和

解ができあがるのです。私は民事裁判を25年間、ほぼ四半世紀にわたり担当させていただきましたが、民事裁判における紛争解決の有り様は大変柔軟性に富んでおり、双方当事者に喜んでもらえる解決案を創造できたときは、本当に嬉しい気持ちになります。もっとも、今の事例の場合でも、姉妹とも父からもらった大切なものと思っているわけですから、単に分け方をそのように決めるといっただけでは取まらないのです。そのように決める気持ちにさせるという作業を間に入れないとダメです。そして、これはまさしく人生経験が豊富な大人の仕事です。和解案というのは案ができた後、そこへ双方当事者を導く、誘導するという作業が必要です。訴訟指揮などは興味深い話がたくさんありますが、今日は時間の関係で和解を話題に取り上げてみました。

#### 第4 裁判官の育成

次に、今まで述べてきたような職務内容をもつ裁判官の育成方法について、少し触れてみたいと思います。先ほど、裁判官の仕事はプロフェッション(Profession)の仕事であって、裁判所が組織をあげて後継者を養成しているという話をしました。裁判官の育成では「合議」と「裁判官研修」について説明します。

##### 1 修練の場としての合議

###### (1) 裁判所の合議の役割

合議の役割を整理すると、一つは裁判の質を高める場であり、もう一つは後進の養成をする場ということになります。まず、裁判の質を高めるという点について考えてみます。

三人寄れば文殊の知恵と昔から言うとおりで、合議体を構成する3人の裁判官が、一つの事件を解決に導くため、全員でよく議論をして検討するのが、我々裁判官の仕事の仕方です。学説・判例をどんなに知っていても、議論ができない人は必要ありません。これからはAIの時代ですから、詳細

な学説・判例の調査はAIに任せれば十分という時代が来ます。学説・判例に精通していても、さほど大きな意味はない。学説・判例を使いこなせる人になる、使えるような頭を持った自分で考えられる裁判官になる、それこそが我々が期待する人材です。合議の役割の一つである裁判の質を高めるという意味は、結局、裁判官は間違えない裁判をしたいわけだけれども、間違えない裁判をするためには自分の頭の中だけで勝手に描いている世界だけで考えるのが一番危険で、3人がそれぞれ当該事件についてどう考えているかということを十分に議論し合うことが必要です。人間は誰も一度こうだと考えてしまうと、思いこんでしまうことが少なくないと思います。だから第三者と議論することにより初めて気付きの機会が得られることになるのです。これは必ずしも実務経験が豊富でない若手裁判官だから気付かないということではなく、むしろそれなりの経験を有している裁判長が、大体この事件はこんな系統の事件で、証拠はこれとこれとこれがあるから結論を間違えることはないと思いついておられるところに、若い裁判官から「裁判長、記録の何ページにこういう証拠があって、これを見ると裁判長の見立てはおかしくないですか。」という指摘をすることも珍しいことではありません、そのような指摘を受けたときの裁判長の気持ちは「なるほど、よく言ってくれた。ありがたい。」ですね。その意見に理があれば、すぐに自分の考えを修正するようにしています。よく巷で裁判長の言うとおりにやればよい、裁判所ではそういう人が評価されるって言う人がいますが、あれは真っ赤なウソです。裁判官の経験が20年以上あっても、不安なものは不安、分からないものは分からない、知らないものは知らない、だから事件を担当する全員が力を合わせて、みんなで気付きを伝え合う、補い合うという仕組みが大切です。そのような仕組みを構築、維持しようとしなくて、良い裁判は絶対にできません。だからヒラメみたいになっている裁判官が多いとか、それが評価されるとかいうことはあり得ません。合議体にそんなヒラメみたいな人が混じっていたら、裁判が間違ってしまう。ヒラメ裁判官はいらないということをご理解いただ

ければと思っております。

## (2) 後進の育成－修練の場としての合議

育成の話をする前に、専門家というのは一体、どうやって技術を獲得するかということに触れておきたいと思います。専門家の技術の獲得の仕方は、あらゆる専門家に概ね共通しているのではないかと思います。基本的にはOJT(On the Job Training)です。オン・ザ・ジョブ・トレーニング、仕事をしながら学んでいくのが最上の方法です。本だけでは学べません。法律家が本で学ぶのは学説・判例という知識です。しかし、学説・判例をどんなにたくさん知っていても、知識だけではストレートに実務処理に役立つわけではありません。学説・判例の使い方というのを学ぶ必要があるのです。これを学ぶのが実務家の修練です。そして、その修練を手前勝手にやってみてもあまり成長できません。経験豊富な先輩からOJTを通じて学ぶほかありません。その学びの装置が、裁判官の場合には、「合議」ということになります。

事件には一人で担当する事件もありますが、一定の事件は法律によって合議で審理することが決められていますし、難しい事件は裁判官の裁量で合議に付して裁判することもあります。合議体は3人の裁判官(裁判長、右陪席裁判官、左陪席裁判官)で構成されています。大規模庁の標準的な合議体の構成は、裁判長が任官20年以上、右陪席が任官6年目から15年目程度、左陪席は任官1年目から3年目程度のことが多いようです。左陪席から見ると、右陪席は兄貴分のようなものです。裁判官の世界では、事件処理に当たって、経験に応じて先輩、後輩という関係はあっても、裁判長、右陪席、左陪席の意見の重みに差はありません。これは余り例を見ない構造かと思います。裁判所では、裁判官の机は、任官20年以上の裁判長も任官当初の若手裁判官も、その大きさに差はありません。裁判長が窓側に座るとも限りません。それも合議体の構成員で相談して決めています。裁判官室では老いも若きも机の大きさが全く変わらないというのは、裁判官の職分の在り方、つまり、事件の審理に当たっては平等の立場にあるという点で、象徴的な事柄のように思えます。

大規模庁の裁判長は任官 20 年目程度の経験年数を有していることが多いのですが、任官したての左陪席裁判官は、この合議体の中で具体的な事件の審理をしながら、裁判長から審理の在り方を学ぶこととなります。大規模庁の裁判長を経験 20 年程度の裁判官が担当している点が、後進の育成に当たっては重要です。技術を承継する手法として O J T でやってみせるのが最良の方法ですが、任官して 20 年という、27 歳で任官した方は 50 歳少し前、50 歳少し前から裁判長として 10 年間働けるとして、60 歳前までの期間を裁判長として仕事ができるわけです。50 歳少し前から 60 歳少し前の裁判長は、パワーに満ちあふれており、後進に自分の背中を見せて、若い裁判官に仕事のやり方や精神を伝えることができる一番良い年代なのです。事件の検討を通じて、裁判長は若手裁判官に背中を見せて育てることが可能になっているということです。

そういうわけで、合議体は、私たち裁判官にとって最も重要な O J T の装置です。我々の後進に対する育成方法は日々、日常的なものであって、何かイベント的にみんなで集まって「さあ、これから勉強会をするよ」というものではないのです。先輩裁判官は、個々の事件を通じて日常的に自分の持っているものを後輩に伝えるという作業をしながら、一方、若手の裁判官は、判事補の 10 年間で、様々な合議体に属しながら、また判事に任官した後も今度は合議体の右陪席の立場で、個別事件の審理を通じて研鑽を積むことになるのです。これが我々の伝統的な育成方法です。

このように、後進の育成は、先輩が背中を見せながらやっていくものですが、今は時代が少し変わってきており、単に背中を見せるだけではダメだというふうに言われています。言語化という言葉があります。言葉にすることですね。例えば、さっきの裁判官の事実認定も、昔は背中で教えるというやり方でやっていたのですが、今は先輩の持っている智慧や経験値を一度文章にして伝えてみようということになっています (私も研究員の一人として関わった「民事訴訟における事実認定」(平成 19 年・法曹会) というテキストはそのような言語化の趣旨で作成されたものの一つです)。

合議を充実させて裁判の質を高めることは、現在の裁判の品質保証になります。そして、後進の育成は、将来の裁判の品質保証になります。裁判の品質保証というのは、結局は人の育成にたどり着きます。だから後進の育成がきちんとできる裁判長だったら、それは裁判の将来のために多大なる貢献をしていることになると思います。

## 2 裁判官の研修

裁判官の研修は、司法研修所で実施しています。司法研修所は司法修習生の研修機関ですが、もう一つ大きな役割として、裁判官の研修を担当する機関として、埼玉県和光市に設置されました。年間、大体50本くらい研修プログラムを作成しています。研修内容は裁判に特化した研修もあれば、例えば、裁判長とか支部長等の職務に就くときの節目の研修もあるし、それ以外に、もっと一般的な素養を深めるような研究をする、例えば古典とか、宇宙とか、人とか、生命とか、そういうものを題材にして、おそらく日本でこれ以上の方はいないという講師陣を招聘し実施しています。そして、大部分の研修が公募制です。ですから、研修の年間計画を見ながら、どのタイミングなら自分の仕事を休みにして、研修に行けるかを裁判官が自分で決めて応募することになります。

## 第5 裁判官としての生活

裁判官としての生活については、文献として「裁判官としての生きがいと生活」加藤新太郎編・ゼミナール裁判官論121頁以下をご紹介します。裁判官も公務員ですから一般の公務員が受ける制約はありますが、裁判官だからという特殊な制約はほとんどないと思っています。ただ、3年に1回程度の割合で転勤をするものですから、それに伴う事実上の制約はあるかもしれません。今日ご説明したとおり、裁判所は全国各地にあります。転勤は、日本の津々浦々まで標準的な裁判を提供するための制度的な仕組みであっ

て、国民の裁判を受ける権利を守るためには、これを維持しなければなりません。裁判官の仕事をやると限り転勤は避けては通れないものです。検察庁も事情は同様と思います。東京や大阪で勤務して、鍛えられた裁判官が地方に転勤し、同じ質の裁判を全国で提供するというのが、我々の誇りです。だから地域によって裁判に差はありません。そうなるように考えているのです。

## おわりに

今日は秋野研究科長に、こちらへご招待をいただきましてありがとうございます。36年ほど裁判所にお世話になっているわけですが、大学時代はやっぱり、今思っても大変自由で楽しい時期でした。この東千田町に当時の政経学部や法学研究科の校舎がありました。今、法科大学院がある場所は、かつて大学会館があったところでしょうか。このように立派な校舎があつて、大変、私は感激いたしました。今日、若い方がたくさんおられますので、若い方にはもう一度伝えておくと、法律家になりたいと思っている人には、是非、これを目指して勉強してほしいと思うわけです。やっぱり充実した人生を送るためには、自分にとって心から面白いと思える仕事に出会えなければなりません。さらにそれがやりがいがある仕事と思えるゆえんは、人の役に立つ仕事をやらせていただいていると思うからではないかと思います。実際に法曹の有資格者になって仕事をしていただくと、間違いなしにやりがいを感じていただけ、自分自身の自己実現もできるというふうに思います。責任が重い分大変な面がありますが、大変な仕事だからこそ面白いと私は思います。集中して体系的な勉強ができる期間は思った以上に短いですし、さっき学説・判例はあまり関係ないと言いましたけれども、学説・判例をたくさん知っておいた方がいいのも事実です。知らない武器がないことになります。勉強してください。それでは時間がまいりました。ご静聴ありがとうございました。